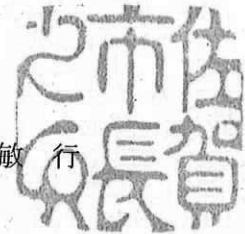


諮問書

佐市総法第 323 号
令和 2 年 7 月 10 日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明 様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

本人以外のものから個人情報を収集できる場合の種類の追加について（条例第 7 条第 3 項第 6 号関係）

2 諮問理由

現在の類型番号 1 から 13 は、平成 17 年 12 月 16 日付け佐市総第 173 号で諮問を行い、平成 18 年 1 月 13 日付け答申第 1 号において認定を受けたものである。

実施機関が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集については、佐賀市個人情報保護条例第 7 条第 3 項各号に定めがないことから、各実施機関がドライブレコーダーの設置を行うごとに審査会への諮問を行っているところである。

しかし、近年、職員の安全運転意識の向上、事故発生時の適切な事故処理及び事故防止を図るため、実施機関が公用車にドライブレコーダーを設置することが通例となってきた。そのため、実施機関が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集に関する類型を別紙のとおり定め、あわせて「ドライブレコーダー運用基準」も定めることとしたい。

ただし、当該類型に該当するかについて判断が付き難い場合は、審査会へ意見を求める等の慎重な対応を行うこととする。

3 適用開始時期

令和 2 年 8 月から

○本人以外のものから個人情報を収集できる場合の類型

(個人情報保護条例第7条第3項第6号関係)

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由等
1	<p>(栄典、表彰等の選考)</p> <p>栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴等候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合。</p>	<p>① 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務又は事業の目的達成に支障が生じ、円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、栄典、表彰等の事務の目的達成に支障が生じる。</p> <p>③ 推薦という事柄の性質上、本人から収集することはなじまない。</p>
2	<p>(相談)</p> <p>各種相談に際して、相談者以外の個人情報を相談者から収集する場合。</p>	<p>① 相談内容に相談者以外の個人情報が含まれている場合、それらを含めて相談の内容を把握しなければ、適切な助言等ができず、相談の目的を達成することができない。</p> <p>② 相談の内容は、相談者の自由な意志に基づくものであり、その性質上、収集を拒むことができない。</p>
3	<p>(陳情、要望等)</p> <p>各種陳情、要望等に際して、陳情者、要望者以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する場合。</p>	<p>① 陳情、要望等の内容に陳情者、要望者以外の個人情報が含まれている場合、それらを含めて陳情、要望等の内容を把握しなければ、陳情、要望等を適切に処理することができない。</p> <p>② 陳情、要望等の内容は、陳情者、要望者等の自由な意思に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。</p>
4	<p>(意見、主張、見解等)</p> <p>市民等から電話、手紙、電子メール等により又は会議等の場で口頭で意見、主張、見解等の表明を受けるに際して、当該市民等以外の個人情報を当該市民等から収集する場合。</p>	<p>① 意見、主張、見解等の内容に表明する市民等以外の個人情報が含まれている場合、それらの個人情報を含む意見、主張、見解等の内容を正確に把握しなければ、意見、主張、見解等に適切に対応し、当該意見、主張、見解等に係る事務又は事業の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 意見、主張、見解等の内容は、それを表明する市民等の自由な意志に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。</p>

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由等
5	<p>(団体等の指導等)</p> <p>団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対する指導を行うため、指導等に必要範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を、当該団体等から収集する場合。</p>	<p>① 当該団体等でなければ保有していない情報である。例えば、当該団体等から収集しなければ、誰が職員であるか判断できない。</p> <p>② 情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>③ 当該団体等の指導に際して、指導等に必要範囲内で実施機関が職員、構成員、利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容している範囲内であると考えられる。</p>
6	<p>(補助金の算定)</p> <p>団体等に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を、当該団体等から収集する場合。</p>	<p>① 当該団体等でなければ保有していない情報である。例えば、当該団体等から収集しなければ誰が職員であるか判断できない。</p> <p>② 情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>③ 当該団体等の事業活動を助成するに際して、助成に必要な範囲内で実施機関が職員、構成員、利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容している範囲内であると考えられる。</p>
7	<p>(附属機関等の委員の選任)</p> <p>附属機関、懇話会、協議会等の委員を選任するため、当該委員の選任に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該委員候補者が所属する団体等から収集する場合。</p>	<p>① 委員の適任者を幅広く求めるため、関係団体等から適任者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性などを確保することができず、委員の選任の事務又は事業の目的の達成に支障が生じる。</p> <p>③ 当該団体等の推薦の場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。</p> <p>④ 選考、任命等の事務の性質上、情報が未確定の状態であり、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待を抱かせることにより、対象外となった場合の不信感につながる等、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p>

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由等
8	(指導員等の委嘱) 指導員、嘱託員等を委嘱するため、委嘱に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を地方公共団体その他の団体から収集する場合。	① 情報の客観性、正確性を確保するため、地方公共団体その他の団体から適任者の個人情報を収集する必要がある。 ② 地方公共団体その他の団体の推薦の場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。
9	(講師等の選任) 講師、助言者等を選任するため、講師等の人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合。	① 講師等の適任者を幅広く求めるため、本人以外のものから候補者の個人情報を収集する必要がある。 ② 情報の客観性、正確性を確保するため、本人以外のものから適任者の個人情報を収集する必要がある。
10	(参考資料の収集) 地方公共団体その他の団体から送付された名簿等の資料に個人情報が含まれている場合。	① 地方公共団体その他の団体の事務又は事務の目的に基づいて一方的に送付されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。 ② 報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが事実上困難である。
11	(地方公共団体の統廃合に関する事務) 地方公共団体の統廃合に係る協議、調査、調整等の作業に当たり、関係地方公共団体が保有している個人情報を収集する場合。	① 地方公共団体の統廃合に係る作業を的確かつ効率的に行い、正確な個人情報を作成するため、個人情報を関係地方公共団体から収集する必要がある。 ② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、統廃合に係る事務の目的達成に支障が生じ、住民に不利益が生じる。 ③ 個人情報の収集時には、関係地方公共団体と当該個人情報の保護及び適正管理のために必要な措置について十分に協議を行わなければならない。
12	(災害や事故等に関する事務) 災害や事故に関し、その調査及び復旧、援護を目的として行う事務に当たり、他の実施機関、国、地方公共団体及び公共的機関等(以下「行政機関等」という。)が保有している個人情報を収集する場合。	① 当該行政機関等が被災者等の調査や税等の減免、各種給付の支給等の事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を収集する公益上の必要性が認められる。 ② 当該個人情報を保有する行政機関等から収集しないと、当該実施機関は改めて本人から収集しなければならない等、時間、経費がかかり、本人にも負担がかかるため、早急な復旧が望めない。 ③ 行政機関等は、復旧、援護のため相互に協力して適切に事務を遂行することが要請されている。

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由等
1 3	<p>(病院等での診療等に関する事務)</p> <p>病院、診療所又は健診業務を行う実施機関（以下「病院等」という。）が、診療及び保健指導等を行うに当たり、診療及び保健指導等に必要な範囲内で受診者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合。</p>	<p>病院等が受診者に対して的確な診療及び保健指導等を行うためには、場合によっては、受診者本人の過去の傷病・治療歴、家庭での生活習慣等の個人情報を、家族や主治医等の本人以外のものから収集する必要がある。</p>
1 4	<p>(ドライブレコーダーの設置)</p> <p>実施機関が管理する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）により個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、当該実施機関が類型にあたり定めた「ドライブレコーダー運用基準」により当該個人情報を取り扱う場合に限る。</p>	<p>職員の安全意識の向上、事故発生時の適切な事故処理及び事故防止を図るため、実施機関が公用車に設置するドライブレコーダーについて、その目的を果たすためには、個人情報を除いて映像情報及び音声情報を収集することは事実上困難である。</p>

ドライブレコーダー運用基準

(目的)

第1条 この基準は、実施機関が管理する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）により記録された映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、職員の安全運転意識の向上、適切な事故処理、事故防止等に資するものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車内外の映像情報及び音声情報を記録する装置をいう。
- (2) 記録データ ドライブレコーダーを用いて記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報及び音声情報をいう。

(ドライブレコーダーの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、実施機関が管理する公用車にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーの作動時間は、公用車の運用時間とする。

(管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、実施機関の長とする。
- 3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 取扱者は、実施機関の公用車担当係長及び公用車業務担当者とする。

- 2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー及び記録データを適正に取扱わなければならない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドライブレコーダー本体内に装着したメモリーカードに記録する。

- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合に限り本体から取り出すことができる。

- 3 記録データを取り扱うことができるパソコン（以下「解析用パソコン」という。）は、管理責任者が指定する。
- 4 解析用パソコンの操作は、管理責任者及び取扱者のみ行うことができる。
- 5 記録データは記録時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- 6 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

（記録データの視聴の制限）

第7条 記録データ（複写データを含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときに視聴を認めるものとする。

- (1) 市関係者（管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者並びに本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等をいう。以下同じ。）が、公用車による交通事故の状況把握並びに当該事故の原因分析及び究明（以下「公用車事故の状況把握等」という。）を行うとき。
- (2) 市関係者と事故の相手方（相手方が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等を含む。）が、公用車事故の状況把握等を行うとき。

（記録データの外部提供の制限）

第8条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項ただし書に該当するときに限り外部提供を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第8条第1項第5号の規定による審査会の意見を聴いたものとして取扱う。

- (1) 公用車事故の状況把握等を行うために、本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等に記録データを提供するとき。
- (2) 本市の公用車が関与しない交通事故等における状況把握等のための記録データ提供の申し出に対し、特に必要があると管理責任者が認めるとき。

2 前項の規定により、外部提供等を行った場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

（委任）

第9条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年〇月〇〇日から実施する。